

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月17日
大学共同利用機関法人
自然科学研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成20年度からの温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施に向け、環境配慮契約を推進するための取組を行った。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための自然科学研究機構における体制として、環境物品等の調達に関する基本方針に基づく「自然科学研究機構グリーン調達連絡会議」を設置している。
- 環境省が主催する環境配慮契約法に関する説明会に参加し、機構内において環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。
- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、機構内の各機関に対して環境配慮型プロポーザル方式の実施に関する通知を発出し、周知を図った。また、国立天文台において簡易公募型プロポーザル方式を実施し、環境負荷を低減できる材料等について検討を行い、設計に反映させるものとした。
- 省エネルギー改修事業（ESCO事業）については、機構内の各機関に対しESCO事業導入可能性の検討に関する通知を発出し、周知を図った。